

横浜市こども・子育て基本条例に基づく市会への報告

1 趣 旨

横浜市こども・子育て基本条例（令和7年4月1日施行）第14条の規定に基づく「こども・子育てに関する施策へのこどもの意見の反映の状況等」の市会への報告について、令和8年度から以下のとおり行います。

2 報告方法（理事会協議結果（令和8年2月9日 運営理事会））

- 前年度における取組の実施状況報告書を、第3回市会定例会の一般議案発送にあわせて横浜市会デジタルキャビネット上で配付します。
- 原則として、該当する取組を行う全ての局・統括本部から、各常任委員会において報告を行います。なお、各区の取組については、市民局から報告を行います。

※令和9年度以降の報告方法については、上記の方法による報告状況等を踏まえ、別途協議します。

【参考】横浜市こども・子育て基本条例（抜粋）

（市会への報告等）

第14条 市長は、毎年、こども・子育てに関する施策へのこどもの意見の反映の状況等について、市会に報告するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。